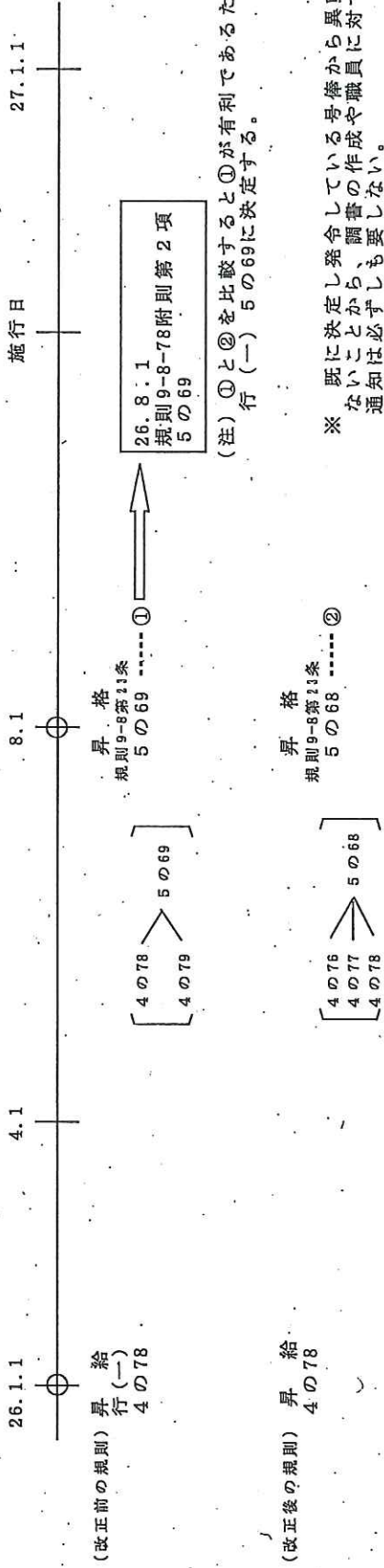


旧法有利改定に伴う調整の例

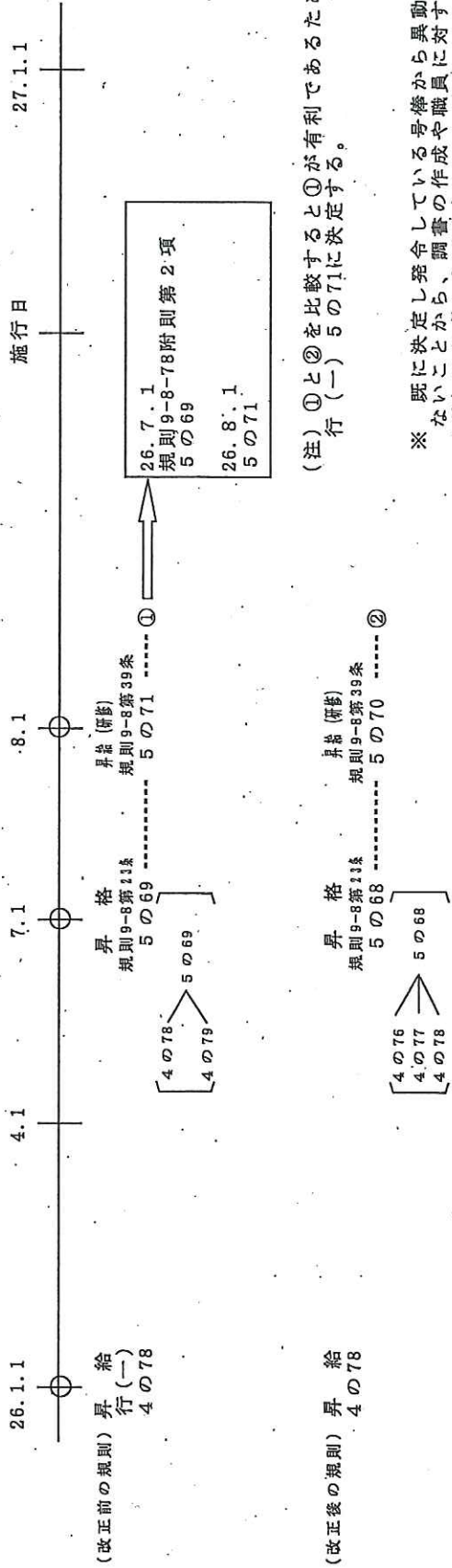
例1 規則9-8-78附則第2項関係(平成26年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
(1)



(注) ①と②を比較すると①が有利であるため、
行(一) 5の69に決定する。

※ 既に決定し発令している号俸から異動が
ないことから、調書の作成や職員に対する
通知は必ずしも要しない。

(2)



(注) ①と②を比較すると①が有利であるため、
行(一) 5の71に決定する。

※ 既に決定し発令している号俸から異動が
ないことから、調書の作成や職員に対する
通知は必ずしも要しない。

例2 規則9-8-7 8 附則第3項関係 (施行日から平成27年3月31日までの間に於ける異動者の号俸)

